## 陳 情 文 書 表

令和5年9月26日提出

番号	令和5年 陳情第2号
件名	「軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書」の提出 を求める陳情
陳大師を	これまで、冬季における学校のスキー授業、雇用の確保、観光 産業の発展等において重要な役割を担っているスキー場を経営す る索道事業者の安定経営に欠かせない軽油引取税の課税免除特例 措置(以下「免税軽油制度」という。)が、令和6年3月末日で廃 止される状況にあります。 免税軽油制度は、元来、道路を走行しない機械等に使用する軽 油について、軽油引取税(1リットル当たり32円10銭)を免除 する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業 の動力源の用途に認められてきたものであります。 索道事業者がスキー場で使用するゲレンデ整備車や人工降雪機 の燃料である軽油が免税となっており、この制度が継続されなけ れば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営が困 難になるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えること になります。 すでに現在、ウクライナ情勢の長期化により原油を始めとする エネルギー資源が高騰し、それに伴い索道施設稼働の動力源であ る電気料金の上昇、値上げが行われており今までになく経営が厳 しい状況にあります。 以上のことから、上記の要旨に記載した事項についての意見書 を政府関係機関に提出して頂くことを陳情いたします。
陳情者	芽室町中美生2線42番地
の住所	めむろ新嵐山株式会社
氏 名	代表取締役 佐野寿行
受 付 年月日	令和5年8月23日
備考	